

令和6年度茨城県デジタルスキル認定制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県内のリスキリング環境を構築するため、茨城県がリスキリング講座等の受講を修了した者をそのスキルレベルに応じて認定することにより、個人が修得したスキル又は学習歴の見える化を図り、県民のスキル修得促進を目的として、茨城県デジタルスキル認定制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) オープンバッジ

茨城県によって発行された、世界標準規格に準拠したデジタル表示であり、茨城県が実施する講座等を修了したことによる知識及びスキルの修得又は学習歴等を現すもの。

(2) 受領者

茨城県が発行するオープンバッジを受領した個人。

(3) オープンバッジウォレット

受領者が受領したオープンバッジをインターネット上に表示させるサービス。

(認定の方法)

第3条 茨城県が実施するリスキリング講座等の修了者の認定は、オープンバッジの発行により行う。

(オープンバッジの区分、内容)

第4条 オープンバッジは、講座の内容や修得できるスキルレベル等に応じて、以下の3区分とする。

区分	講座の内容、スキルレベル等	バッジデザイン	令和6年度対象講座
Expert (エキスパート)	<ul style="list-style-type: none">デジタル技術の応用的知識・技能を修得する要求された作業の全てを独力で遂行することができるデジタル技術を活用し、組織		茨城県高度 IT 人材育成・確保事業「データサイエンティスト育成講座」ビジネス活用支援プログラム

	<p>全般的業務課題の改善を推進できる</p>		<p>高度スキルアップセミナー「Python 講座3」</p>
<p>Standard (スタンダード)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の基本的知識・技能を修得する 上位者の指導の下、要求された作業を遂行することができる デジタル技術を活用し、業務課題の改善を推進できる 		<p>茨城県高度 IT 人材育成・確保事業「データサイエンティスト育成講座」スキル修得プログラム</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「C#アドバンス講座」</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「Windows サーバー構築スキル・ネットワーク設計講座<構築・管理編>」</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「セキュア Web 設計講座ーセキュアプログラミング基礎編ー」</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「Python AI 基礎講座」</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「Python AI 実践講座<機械学習編>」</p>	
		<p>茨城県 IT 人材育成研修事業「Python AI 実践講座<自然言語編>」</p>	

			高度スキルアップセミナー「Python 講座2」
			高度スキルアップセミナー「Python 講座1」
			高度スキルアップセミナー「PythonによるWebアプリの開発」
			高度スキルアップセミナー「セキュアプログラミング(基本)」
Basic (ベーシック)	<ul style="list-style-type: none"> デジタルリテラシー(基礎的な理論)を修得する 課題に対して適切なデジタル技術を選択できる デジタル技術を利用し、業務課題を改善できる 		茨城県認定リスクリテラシー教育プログラム「デジタルリテラシー実践講座」
			茨城県 IT 人材育成研修事業「C#基礎講座」
			茨城県 IT 人材育成研修事業「Windowsサーバー構築スキル・ネットワーク設計講座<基礎編>」

2 オープンバッジに掲載する星マーク(★)の数は、修了者が持つ資格やスキルに応じて付与するものとする。ただし、1つ以上、3つ以下とする。

(認定の申請)

第5条 オープンバッジの発行を申請する者(以下「申請者」という。)は、「茨城県オープンバッジ申請フォーム」(以下「申請フォーム」という。)により申請するものとする。

2 申請フォームには、次の各号の書類等を添えて、申請者の氏名、所属する法人(又は団体等)名、申請者の電子メールアドレス、修了した講座名、申請時点で申請者が持つ資格

やスキル、その他必要な情報を入力するものとする。

- (1) 茨城県認定リスクリング講座に該当する講座の修了証。修了証が発行されない講座にあつては、当該講座の名称、受講期間を申請フォームに入力するものとする。
- (2) その他県が必要と認めるもの。

(認定の審査)

第6条 県は、申請者の申請内容が適正と認められるときは、オープンバッジウォレットサービス提供事業者¹に対し、申請者の情報を登録するものとする。

(オープンバッジの受領)

第7条 申請者は、オープンバッジウォレットのアカウントを作成し、オープンバッジウォレットサービス提供事業者から送信されるメールに記載されたオープンバッジ受領リンクからオープンバッジを受領するものとする。

(禁止事項)

第8条 受領者は、オープンバッジを他人に譲渡することはできない。

- 2 受領者は、色や形を変えるなど、オープンバッジのデザインを改変して利用することはできない。

(免責事項)

第9条 受領者は、オープンバッジウォレットサービスの利用に際してなされた一切の行為に対して自らが責任を負うものとし、県は、受領者とオープンバッジウォレットサービス提供事業者との間の問題には関知しない。

(個人情報の保護)

第10条 県は、本制度の実施に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和6年9月30日から施行する。

¹ オープンバッジウォレット利用規約

https://www.lecos.co.jp/terms_of_service/index.html